

AAP NEWS LETTER

Alliance
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

URL : www.aapjp.com E-mail : info@aapth.com TEL : +66- (0)-2-261-8182

1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.

▶ 棚卸資産と原価計算

■ ストックカードによる在庫管理

在庫の日常的な管理業務には在庫管理表（ストックカード）が用いられ、アイテムごとに仕入数量・仕入単価や払出数量・払出単価を記録することで在庫管理されることになります。この払出単価は適用している会計方針に従って先入先出法または平均法によって算定をする必要があります。在庫を保有している会社に税務調査が入った際は必ずこの在庫管理表の提出を要求されるため、税務調査対策としても在庫管理表の作成は重要なプロセスとなります。また、製品および仕掛品在庫の計上にあたっては原価計算が必要となる点、年度末では実地棚卸を実施してストックカード上の帳簿数量と実際数量との差異は棚卸減耗費として処理する点は日本での実務と同様となります。

■ タイにおける日本の制度との相違点

▶ 原価計算における期末単価

明確な基準はございませんが、製造業における製品・仕掛品単価はタイでは実際原価による算定が求められるのが一般的です。ただし、期中の月次決算レベルで実際原価計算を行っていくのが実務的に煩雑である場合には、月次決算では簡便的に標準単価によって在庫計上を行い、年度末では決算整理（または監査修正）の際に実際原価を適用して在庫評価を洗い替える実務が広く行われています。ただし標準原価の適用結果が実際原価と近似するような場合には当該標準原価を期末在庫に適用することも可能となります。いずれにしても、期末在庫残高の計上額によって利益が大きく変動する虞があることから、どのように原価計算を適用するかは年度末決算到来までに前もって担当の監査人と合意をとっておく必要があると言えます。

▶ 製造原価の範囲

タイで税務調査が入る場合には売上総利益（いわゆる粗利）の水準が検討の対象となる場合があります。すなわち、粗利率が同業他社平均よりも低い場合には、会社の売上高が不穏当に低い水準に抑えられているのではないかと目の線で、税務上の売上高の

増額調整がなされてしまうリスクがございます。よって粗利が低いとの認識をもたれないよう、工場内で発生した費用であったとしても適切な範囲内で製造原価ではなく販管費として計上または按分計上ができる項目がないかについて検討が必要となります（例えば製造に直接関与しない工場経理担当者の人件費を販管費として計上するなど）。

▶ 在庫評価損

タイで適用される会計基準では期末在庫の在庫単価が販売単価（正確には正味実現可能価額）を上回っている場合はその差額である将来の販売損失を、販売した会計期間ではなく、事前に決算処理で「在庫評価損」として計上をすることが求められます。よって監査修正仕訳等にて不測の損失が生じないように、販売単価が在庫単価より低いアイテムがないかについて管理が必要となります。

▶ 棚卸減耗費に付随する売上 VAT

紛失等が生じて棚卸減耗費を計上した場合、当該計上額の7%相当の売上 VAT を申告する必要があります。これは、もし棚卸資産の紛失等がなかったとしたら、それを販売することによって相応の売上 VAT が発生していたはずであるとの考えによるものです。よって追跡不能な在庫差異が生じることを避けるため、年度末だけではなく、月次レベルでの実地棚卸を行うことが望まれます。

目次 INDEX

棚卸資産と原価計算	P1
タイビジネス関連法令	P2-4
Pakinnaka 法務	P5
オフィスで使えるタイ語	P6
泰国自然探訪	P6
タイビジネスインタビュー	P7
Saiyo の求職者情報	P8
AAPC の不動産情報	P9-12
AAP INSURANCE NEWS	P13



タイビジネス関連法令

กฎหมายสำหรับการเปิดกิจการในประเทศไทย

Volume 30

คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชีและภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในประเทศไทยมักต้องประสบ โดยได้รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปัจจุบัน หัวข้อในจดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหาเกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในประเทศไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยังได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูลเหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

เรื่อง “สลับวันหยุดแทนวันทำงาน ได้หรือไม่”
(คำพิพากษาศาลฎีกาที่ 11182/2553)

はじめに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

「休日の振替の可否」に関する相談事項
(最高裁判所判決 第11182/2553号)

เนื้อหาพิพาท

การที่นายจ้างประกาศกำหนดวันหยุดอื่นเป็นวันหยุดตามประเพณีแทนวันหยุดราชการประจำปี วันหยุดทางศาสนาหรือชนบธรรมเนียมประเพณีแห่งท้องถิ่น แม้ไม่มีกฎหมายกำหนดให้การประกาศกำหนดวันหยุดตามประเพณีของนายจ้างเป็นโมฆะ แต่ก็ถือได้ว่าประกาศกำหนดวันหยุดตามประเพณีของนายจ้างไม่มีผลบังคับตามกฎหมาย และไม่เป็นการยกเว้นวันหยุดตามประเพณีตามมาตรา 29 แห่ง พ.ร.บ.คุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 นายจ้างจึงยังคงต้องประกาศกำหนดวันหยุดตามประเพณีจากวันหยุดราชการประจำปี วันหยุดทางศาสนาหรือชนบธรรมเนียมประเพณีแห่งท้องถิ่นให้ลูกจ้างทราบและให้ลูกจ้างหยุดงานในวันดังกล่าว หากให้ลูกจ้างมาทำงานก็ต้องจ่ายค่าทำงานในวันหยุดและค่าล่วงเวลาในวันหยุดตามกฎหมาย

判決文の詳細

使用者が祝日として公休日、宗教上・伝統的な休日を他の休日に振り替えることを無効化する法律はない。しかしながら、使用者の祝日の振替は法律上の効力もなく、1998年労働者保護法第29条の祝日設定義務も免除されない。従って、使用者は公休日、宗教上・伝統的な休日を祝日として設定し、労働者に周知させて休業させなければならない。労働者が周知した休日に出勤する場合、使用者は、労働者に対し、法定の休日勤務手当および休日時間外勤務手当を支払わなければならない。

การที่นายจ้างกำหนดให้วันทำงานปกติของลูกจ้างเป็นวันหยุดแทนวันหยุดตามประเพณีและจ่ายค่าจ้างให้แก่ลูกจ้างในวันหยุดแทนวันหยุดตามประเพณีตามอัตราค่าจ้างในวันหยุด ถือเป็น การตกลงจ่ายค่าตอบแทนในการทำงานเกินไปกว่าค่าจ้างในวันทำงานปกติตามอำเภอใจเสมือนหนึ่งว่าเพื่อชားหนี้โดยรู้ว่าคุณไม่มี ความผูกพันที่จะต้องชား ไม่อาจนำเอาเหตุที่ได้จ่ายค่าจ้างเกินกว่าปกติกับการที่ลูกจ้างยอมรับค่าจ้างมาอ้างว่าลูกจ้างได้ให้ความยินยอม การที่ลูกจ้างได้รับค่าจ้างมากกว่าที่ควรได้รับไม่ถือว่าเป็นการตกลงอันใดขึ้นใหม่ นายจ้างจะถือว่าได้ชားหนี้ค่าทำงานในวันหยุดและค่าล่วงเวลาในวันหยุดให้แก่ลูกจ้างในวันหยุดตามประเพณีแล้วหาได้ไม่และหากนายจ้างให้ลูกจ้างทำงานในวันหยุดตามประเพณี ก็ต้องจ่ายค่าทำงานในวันหยุดหรือค่าล่วงเวลาในวันหยุดให้แก่ลูกจ้างอีกส่วนหนึ่ง

กฎหมายที่เกี่ยวข้อง

พระราชบัญญัติคุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 29

พระราชกฤษฎีกา ออกตามความในประมวลรัษฎากร ว่าด้วยการลดอัตราและยกเว้นรัษฎากร (ฉบับที่ ๖๐๓)พ.ศ. ๒๕๕๙

เนื้อหาพระราชกฤษฎีกา

พระบาทสมเด็จพระปรมินทรมหาภูมิพลอดุลยเดช มีพระบรมราชโองการโปรดเกล้าฯ ให้ประกาศว่าโดยที่เป็นการสมควรแก้ไขเพิ่มเติมการลดอัตราภาษีเงินได้ สำหรับกำไรสุทธิของบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคล บางกรณี

อาศัยอำนาจตามความในมาตรา ๒๒ ของรัฐธรรมนูญแห่งราชอาณาจักรไทย (ฉบับชั่วคราว) พุทธศักราช ๒๕๕๗ และมาตรา ๓ (๑) แห่งประมวลรัษฎากร ซึ่งแก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัติแก้ไขเพิ่มเติมประมวลรัษฎากร (ฉบับที่ ๑๐) พ.ศ. ๒๕๔๖ จึงทรงพระกรุณาโปรดเกล้าฯ ให้ตราพระราชกฤษฎีกาขึ้นไว้ ดังต่อไปนี้

มาตรา ๑ พระราชกฤษฎีกานี้เรียกว่า “พระราชกฤษฎีกาออกตามความในประมวลรัษฎากรว่าด้วยการลดอัตราและยกเว้นรัษฎากร (ฉบับที่ ๖๐๓) พ.ศ. ๒๕๕๙”

มาตรา ๒ พระราชกฤษฎีกานี้ให้ใช้บังคับตั้งแต่วันถัดจากวันประกาศในราชกิจจานุเบกษาเป็นต้นไป

มาตรา ๓ ให้ยกเลิกความใน (๓) ของมาตรา ๖ แห่งพระราชกฤษฎีกาออกตามความในประมวลรัษฎากร ว่าด้วยการลดอัตราและยกเว้นรัษฎากร (ฉบับที่ ๕๓๐) พ.ศ. ๒๕๕๔ ซึ่งแก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชกฤษฎีกาออกตามความในประมวลรัษฎากร ว่าด้วยการลดอัตราและยกเว้นรัษฎากร (ฉบับที่ ๕๓๓) พ.ศ. ๒๕๕๘ และให้ใช้ความต่อไปนี้แทน

使用者が労働者の通常勤務日を祝日の代休に設定し、休日勤務手当の賃率で賃金を支払うことは、支払う義務のないことを知りながら債務を返済することと同様に、通常勤務日の賃金より多い労働対価を支払う旨の合意内容とみなされる。労働者に通常より高い賃金を支払うこと、および労働者がその賃金を受領することを理由に、労働者が同意していると主張することはできない。労働者が受け取るべき通常賃金より高い賃金を支給されることは新たな契約にならない。使用者が祝日出勤に対して既に休日勤務手当と休日時間外勤務手当を労働者に支払ったとみなしてはならない。また、祝日に出勤させた場合、休日勤務手当および休日時間外勤務手当を支払わなければならない。

関連法

「労働者保護」に関する内務省告示第29条

歳入法典に基づいて施行された「税率引き下げ・免税」に関する勅令 (第603号)

勅令内容

プーミポン国王は以下の勅命を発令する。

特定の場合において、会社・パートナーシップの純利益に対する所得税の税率引き下げおよび免税を実施すべきと判断したため、

2014年タイ国憲法 (暫定版) 第22条、並びに1953年歳入法典改正法 (第10号) によって改正された歳入法典の第3(1)条の権限により、以下の勅令を制定する。

第1条 この勅令は「歳入法典に基づいて施行された税率引き下げ・免税に関する2016年勅令 (第603号)」と称する。

第2条 この勅令は官報に公示された翌日から施行される。

第3条 歳入法典に基づいて施行された「税率引き下げ・免税に関する2015年の勅令 (第583号)」によって改正された「税率引き下げ・免税に関する2011年の勅令 (第530号)」第6条の(3)を廃止し、以下の条文を代用する。

“(๓) กำไรสุทธิสำหรับรอบระยะเวลาบัญชีที่เริ่มในหรือหลังวันที่ ๑ มกราคม พ.ศ. ๒๕๕๘ เป็นต้นไป ให้คงจัดเก็บในอัตราดังต่อไปนี้

(ก) ร้อยละสิบของกำไรสุทธิ เฉพาะส่วนที่เกินสามแสนบาท สำหรับรอบระยะเวลาบัญชีที่เริ่มในหรือหลังวันที่ ๑ มกราคม พ.ศ. ๒๕๕๘ แต่ไม่เกินวันที่ ๓๑ ธันวาคม พ.ศ. ๒๕๕๘

(ข) ร้อยละสิบห้าของกำไรสุทธิ เฉพาะส่วนที่เกินสามแสนบาท แต่ไม่เกินสามล้านบาทและร้อยละยี่สิบของกำไรสุทธิ สำหรับกำไรสุทธิเฉพาะส่วนที่เกินสามล้านบาทขึ้นไป สำหรับรอบระยะเวลาบัญชีที่เริ่มในหรือหลังวันที่ ๑ มกราคม พ.ศ. ๒๕๖๐ เป็นต้นไป”

ผู้รับสนองพระบรมราชโองการ

พลเอก ประยุทธ์ จันทร์โอชา

นายกรัฐมนตรี

「(3) 2015年1月1日以降に始まる会計年度の純利益は以下の税率で課税する。

(A) 2015年1月1日から2016年12月31日までの間に始まる会計年度については30万バーツを超えた純利益に10%課税する。

(B) 2017年1月1日以降に始まる会計年度については、30万バーツを超え300万バーツ以下の純利益には15%課税するが、300万バーツを超えた純利益には20%課税する。

王命の実行者

(プラユット・チャンオー-ジャー大将)

首相

お客様に 関心のある法律を簡潔にご説明します。

今月のテーマ：会社解散

はじめに

昨今、会社の方針の変更から、会社を解散したいとのご相談がございます。そのため、今月は会社の解散について、ご説明させていただきます。

会社の解散事由

会社解散は、通常の契約解除と異なり、法律規定または付属定款の定めのある場合にのみ行うことができます。具体的には、下記の場合に、会社の解散を行うことができます。

1. 契約の合意事項
2. 法律の効力
3. 裁判所の命令

契約の合意事項による会社解散

株主は、会社解散に係る株主間の契約内容を事前に合意する、または、その後付属定款で規定する、ことができます。

民商法典では、契約の合意事項による解散について、以下の3つの方法を規定しています。

1) 会社が解散される事由を定めた付属定款に基づく解散 (民商法典第1236条1号(以下、法律名の記載がない場合には民商法典とする。))

たとえば、付属定款に、親会社が解散される場合、子会社が親会社とともに解散となると規定する等の解除条件を定めること等になります。

2) 会社が期間を定めて設立され、その期間が満了した場合 (第1236条2号)

たとえば、会社が5年間の定めあった期間で設立され、その5年間の期間が満了したとき等になります。

3) 会社が特定事業のために設立され、その事業が終了した場合 (第1236条3号)

会社は、一般的に、事業内容で設立され、その事業内容に基づき長期間、事業活動を行います。一方、本条の対象になる会社は、一つの事業活動のみ行うために設立され、当該事業が終了した場合に会社が解散されます。

法律の規定による会社解散

以下2つの方法が規定されています。

4.1 解散の特別決議による解散(第1236条4号)

株主総会の特別決議による会社解散は、第1194条に基づきその総会に出席した株主の議決数の少なくとも4分の3の多数をもって可決されます。

4.2 破産による解散(第1236条4号)

破産の効力は、会社が法人である状態が消滅することと同様であり、また、破産の場合において会社が解散される旨を規定する第1236条5号に基づき、会社が解散されます。

会社破産は、下記の事由によります。

- 1) 会社が債権者に負債を支払うことができないことにより債権者が、会社破産法第9条および第10条に基づき申し立てる。
- 2) 会社が負債を支払うための資産が不足すると判断した場合、清算人が、破産法、民商法第1266条により、申し立てる。

裁判所の命令による会社解散の場合

裁判所の命令による会社解散は、下記の場合に行われる(第1237条)。

- 1) 創立総会議事録の提出、または、創立総会開催に関する違反但し、裁判所が、重大な違反ではないと判断するとき、総会議事録の提出を命じることができる。
- 2) 会社が登記日から1年以内にその事業を開始しないとき、又は1年間その事業を停止したとき
- 3) 会社の営業活動が欠損しか生まず、回復する見込みがないとき
- 4) 株主数が3人を下回ったとき

会社解散の効力

会社解散をすることが、申立て、裁判所命令もしくは法律の効力によることに関わらず、会社は、決算を行わなければなりません。

また、破産による会社解散の場合、破産法に基づき実施しなければなりません。会社は、登記官により会社登録を抹消され、解散となります。有限パートナーシップまたは会社が破産以外で解散する場合、第1251条に基づき清算しなければなりません。

会社解散は、法人である状態を消滅させる効力を有することではなく、事業が停止されるのみと考えられています。破産となった場合、会社財産を整理し、会社債権者に対し、債務の支払いをするため、清算人または管財人が当該行為を管理し、取締役の経営権を消滅させる効力を有します。事業が停止されるかに関わらず、法律上では、決算を行うのに必要な期間まで会社が残存するとみなされます。決算において、会計上の債務を最初に支払わなければなりません。その後、優先権を有する債権者に支払った後に、一般債権者に対し、債務を支払うこととなります。残存金があるとき、優先株主は、普通株主より株持分に従って優先的に支払われるものとされます。

Pakinnaka (ပါကင်နာ) は、タイ語で「種々雑多なもの」を意味します。

パーサータイで話タイ

実際に使えるタイ語の文章を提供しております。



今月のお題
～に関してよく分かりません

ไม่ค่อยเข้าใจเรื่อง ไมคอย คาวจายิลราน

木村部長 **クン ソムジャイ クン アン パネーク バンチー マー レーオ ルー ヤン クラッ(プ)?**
ソムジャイさん、会計部のアンさんは来ましたか?
คุณสนใจคุณแอนแผนกบัญชีมาแล้วหรือยังครับ

ソムジャイ 秘書 **ヤン マー マイトゥン ルーイ カ ミー パンハー アライ ルーブラーオ カ?**
まだ、来ていませんが、何か問題ありますか?
ยังมาไม่ถึงเลยคะ มีปัญหาอะไรหรือเปล่าคะ

木村部長 **ポム マイコイ カウ ジャイ ルアン ガーン カム ヌアン トントゥン レ シンカー コンルア コーン ドゥアン ガウ クラッ(プ)**
僕は9月分の棚卸資産と原価計算方法に関して、よく分かりません。
ผมไม่ค่อยเข้าใจเรื่องการคำนวณต้นทุนและสินค้าคงเหลือของเดือน 9 ครับ

ソムジャイ 秘書 **ター クン アン マー レーオ ジャ リー(プ) ポーク ハイ カ**
アンさんが来たら、すぐ伝えます。
ถ้าคุณแอนมาแล้วจะรีบบอกให้ค่ะ

パネーク バンチー 会計部 แผนกบัญชี

シンカー コンルア 棚卸資産 สินค้าคงเหลือ

トントゥン 原価 ต้นทุน



POINT 【文法】
マイコイ カウジャイ
ルアン+名詞

相手が話している内容が自分にとって情報不足でよく理解できない場合に使う表現。内容が難しすぎて、理解できないときに利用する。

【例】

チャン マイコイ カウジャイ ルアン
ガーン プリヤンプレーン ベーン
ガーン ガーンパリット
私は生産計画変更に関してよく分かりません。

ฉันไม่ค่อยเข้าใจเรื่องการเปลี่ยนแปลงแผนการผลิต

カーオ ドゥー マイコイ カウジャイ
ルアン カノップタムニラム
ターン プラテート

彼は外国の習慣に関してよく分からないらしい。

เขาไม่ค่อยเข้าใจเรื่องขนบธรรมเนียมต่างประเทศ

Volume

13

泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるおススメスポットと、そこに生息する生物についてご紹介させていただきます。

歴史も学べる自然公園「プーヒンローンクラ国立公園」

プーヒンローンクラはバンコクから車で北へ6時間、ピサヌローク県の東に位置する国立公園です。公園全体が緑豊かな森林に覆われ、川や滝を眺めながらトレッキングができるいくつかの遊歩道があります。この一帯は1960年代から20年近くに渡りタイ国共産党の戦略本部が在った場所で、政治的な紛争の舞台となった歴史観光スポットとしても知られています。ビジターセンターの傍に建てられた資料館には、当事の写真や医療機器・武器等の遺留物が展示されており、かつてタイ国共産党がこの土地に潜伏し、病院や軍事学校、住居、防空壕などを完備して隆盛を誇っていた様子がしのべられます。この公園の一番の見所は、ランヒンテークという自然の浸食作用で生じた奇岩群です。標高1300メートルの場所に位置する遊歩道では、湿気を含んだ石畳が見渡す限りに広がり、傍らには清流が流れ、ショウガ科の白い花が咲いています。更に奥へ進むと、波打つようにいび

つに隆起した一枚岩や、広大な岩山が続き、最後には山頂付近から下界の絶景を眺めることができます。足元が大変に滑りやすく、岩の亀裂を歩きながら歩くので少々危険を伴いますが、自然の美しい造形や岩の裂け目に咲く珍しい蘭の花を観察するために、多くのタイ人観光客が訪れます。アクセスの悪い場所ではありますが、訪れる価値のある観光スポットです。



タイで活躍する日系企業を AAP のお客様を中心にご紹介していきます。



vol.6

Osaka Gas (Thailand) Co.,Ltd.

写真左

Administration Team
General Manager

富田健三郎さん

写真右

Managing Director

大内敏弘さん

にお話を伺いました。

■ 御社の事業内容を教えてください。

大内: 日本では主に都市ガスの供給事業を行っています。海外からの LNG 調達、ガス化した後に、ガス導管を通じたお客様への供給販売、といった一連のバリューチェーンすべてを担っていることとなります。さらに、私たちが所属している工業用、商業用の営業部門では、お客様への設備の提案からメンテナンスまで行っています。一方、タイでは工業用の営業部門が進出しており、工場のお客様向けのエネルギーサービス事業を展開しています。具体的には、LPG やディーゼルオイルをご使用されているお客様に対し、天然ガスへの燃料転換と省エネルギーの促進を行っています。

■ タイ進出のきっかけを教えてください。

大内: 事業の開始は 2014 年 1 月ですが、2013 年 10 月に会社登記を完了しました。本社の事業計画で、主な事業地域である関西エリアの人口がこれ以上伸びないこと、大阪市を中心に工場が減少していくといった逆風の中、どの事業で会社を伸ばしていくかということを検討した結果、海外進出への可能性が持ち上がりました。そこで、さきがけとなるメンバーがアセアン各国を含む諸外国のエネルギー市場調査をした上で、インフラが整っており且つ比較的治安も良い、シンガポールとタイに進出することになりました。なお、シンガポールの拠点は、アジア統括のような機能も持っており、他のアセアン諸国への進出機会を探るべく事業調査活動も行っております。

■ タイ法人設立時に苦労されたことはありますか？

大内: 今でも苦労していることなのですが、事務所立ち上げ前に想定し

ていた通りに事業が進むかといえばそうではありません。実際の事業活動をお金にするところまでには、時間も手間も想像以上にかかります。例えば、ガスを供給する際にガス導管を土に埋めなければいけないのですが、日本だと実質数カ月でできるところが、こちらだとプロセス承認の書類などで、最低 2 年はかかる。そういうところでも大分勝手が違いました。

富田: 会社設立登記や労働許可書等の書類準備には苦労しました。日本語や英語の明確な手引書がないため、アドバイザーをはじめ関係者へ質問をさせていただきましたが、最終的に「それは担当官次第ですね」「法律に明文化されていない」等、誰もはっきりとしたことを言えない項目もありました。さらに、設立後の事業活動においても同様、100% 確かな情報を持たれている方が取引先企業さまにもおられないケースも多く、担当者が非公式の情報を取ってきては、その真意や原因を確認するためのマンパワーとモニタリングコストがかかってくることになり、最終的に間接経費がかさんでしまいます。

■ タイ人スタッフへの教育方法を教えてください。

大内: お客様の問題点に私たちがまず気がついて提案していかなければいけない仕事なので、1 件 1 件状況が異なります。スタッフには、自発的に問題意識を持ってお客様に提案していく姿勢を教えています。

富田: お客様の諸事情に合わせてカスタマイズしていくいわゆるコンサルティングや提案営業といった高付加価値の提供が事業の肝となる部分かと思えます。よって、私たちがスタッフに期待する事項は単純にマニュアル化できないところがあり、育成にはとてもパワーがかかります。しかし、あきらめてしまうと「コピー取りや伝言係」、といった単純作業要員になってしまいます。日本人出向者が実際に率先してやって見せつつ、細かな部分まで粘り強く指導しています。

■ 今後の事業展開を教えてください。

大内: 天然ガスでの省エネを提案する事業でスタートしましたが、今後は燃料だけでなく、水、電力など、各企業様、工場様のご使用になられているユーティリティ全般において、なんでも引き受けられるように事業の幅を広げていきたいと思っています。

■ 最後にニュースレターを読まれている読者の方へ一言お願いします。

大内: エネルギーはもちろん、それ以外のユーティリティに関して、設備工事全般をワンストップでお手伝いさせていただきますので、ぜひお声掛けください。

—ありがとうございました。

お問い合わせ先

【Osaka Gas (Thailand) Co.,Ltd.】

E-mail : t.ouchi@ogt.co.th

住所 : 10th Floor, Wave Place Building, 55 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan Bangkok 10330 THAILAND

電話 : +66 (0) 2-255-7550 Fax : +66 (0) 2-255-7553

今週の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社
SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD.
(サイヨーリクルートメント)から過去1週間の推奨人材のお知らせです。

1

男性 23 歳

セールス、マーケティング

言語 → 英語：TOEIC 680

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 20,000 バーツ

2

女性 22 歳 (新卒)

セールス、品質管理

言語 → 英語：TOEIC 705

希望勤務地 → バンコク近郊

希望給与 → 18,000~20,000 バーツ

3

男性 24 歳

セールス、マーケティング

言語 → 英語：TOEIC 796

希望勤務地 → バンコク近郊

希望給与 → 28,000 バーツ

4

男性 27 歳

セールス、マーケティング

言語 → 英語：TOEIC 695

希望勤務地 → バンコク近郊

希望給与 → 25,000 ~ 30,000 バーツ

5

男性 25 歳

セールス

言語 → 英語：TOEIC 680、日本語：N3

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 25,000~30,000 バーツ

6

男性 24 歳

通訳、機械メンテナンス

言語 → 日本語：日常会話

希望勤務地 → バンコク、サムットプラカン

希望給与 → 17,000 バーツ

7

女性 23 歳

総務 / セールスアシスタント

言語 → 英語：簡単な日常会話、日本語：簡単な日常会話

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 17,000~18,000 バーツ

8

女性 26 歳

会計

言語 → 英語：簡単な日常会話

希望勤務地 → チョンブリ

希望給与 → 28,000~29,000 バーツ

※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。下記のウェブサイトでご覧もできますし、直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。

※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせやタイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



連絡先 Saiyo Recruitment Co.,Ltd

HP → www.saiyo.co.th

TEL → 02-665-7289 ~ 91 FAX → 02-661-6937

No.1, Room 1203 Glas Haus Building, 12th Floor, Soi Sukhumvit 25 Sukhumvit Rd.

➤ タイ経済指標

項目	単位	2013	2014	2015	2016
GDP 成長率	前年比ベ(%)	2.80	0.9	2.8	3.4(1~6月)
人口*	千人	68,382	67,065	67,293(12月)	67,386(5月)
労働者の数*	千人	39,808	38,963	39,165	38,701(6月)
失業率**	%	0.72	0.84	0.89	1.01(6月)
最低賃金* バンコク	バーツ/日	300	300	300	300
チョンブリー		300	300	300	300
アユタヤー		300	300	300	300
ラヨー		300	300	300	300
賃金:全国製造業の平均	バーツ	11,066	12,074	12,305	12,268(6月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	2.19	1.90	▲0.90	▲0.10(6月)
中央銀行政策金利*	%	2.25	2.00	1.50	1.50(7月)
普通貯金率**	%	0.68	0.59	0.56	0.47(7月)
ローン金利(MLR)**	%	7.16	6.96	6.75	6.53(7月)
SET 指数*	1975年:100	1,298.7	1,497.7	1,288.0	1,524.1(7月)
バーツ/100円**	バーツ	31.53	30.77	28.31	32.08(7月)
バーツ/米ドル**	バーツ	30.73	32.48	34.25	35.42(7月)
円/米ドル**	円	97.6	105.84	121.0	110.7(7月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,337,631	884,346	795,905	383,046(6月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,016	1,662	2,237	763(6月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	1,027.3	729.4	809.4	283.1(6月)

*期末、**平均

➤ タイ不動産情報

販売物件

No	物件	エリア	価格(バーツ)	面積(㎡)	備考
SC0110	コンドミニアム	トンロー	5,700,000	51	1 ベッドルーム
SC0210	コンドミニアム	ラチャダー	3,320,000	58	2 ベッドルーム
SC0230	コンドミニアム	トンロー	5,200,000	42	1 ベッドルーム
SW0010	倉庫	チョンブリー	18,000,000	1,300	
SF0061	工場	アマタシティ 工業団地	45,360,000	1,750	

賃貸物件:工場と倉庫

No	物件	エリア	家賃 (バーツ)	広さ(㎡)	備考
RF0163	レンタル工場	チョンブリー	184,500	900	即入居可能
RF0291	レンタル工場	チョンブリー	316,625	1,266.5	即入居可能
RF0300	レンタル工場	サムットプラカーン	58,000	500	即入居可能
RW0274	レンタル倉庫	バンナー	45,000	250	即入居可能
RW0290	レンタル倉庫	バンナー-トラート 21km	70,200	585	即入居可能

賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件	エリア	家賃 (バーツ)	広さ(㎡)	備考
RO0105	サービスオフィス	アソーク	49,400	17.66	7人用
RO0342	テナントオフィス	アソーク	194,000	162	即入居可能
RO0351	テナントオフィス	シーロム	82,840	109	即入居可能
RO0941	テナントオフィス	アソーク	87,750	135	即入居可能
RO1970	テナントオフィス	シーロム	225,000	150	即入居可能

賃貸物件:住居

No	物件	エリア	家賃 (バーツ)	広さ(m ²)	間取り
RC0020	コンドミニアム	エカマイ	50,000	68	2ベッドルーム
RC0170	コンドミニアム	トンロー	35,000	51	1ベッドルーム
RC0220	コンドミニアム	pronpon	40,000	41	1ベッドルーム
RC1010	コンドミニアム	アソーク	45,000	45	1ベッドルーム
RA1460	サービスアパート	トンロー	50,000	170	2ベッドルーム

Contact

AAP Capital Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: <http://www.aapcap.com>

Responsible :

Tsuji(Japanese and Thai)

+66(0)-86-358-7298 tsuji@aapcap.com

Nopporn Ladee (English and Thai)

+66(0)-81-989-2206 nopporn@aapcap.com

Property for rent: Condominium in Sriracha (RC1002)

物件種別	コンドミニアム	立地	シーラチャー
全階数	17	階	15
面積	50 m ²	駐車場	1台
家具	有	家賃(パーツ/月)	35,000 パーツ
電気代	公料金	水道代	公料金
契約期間	1年		
周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> ・Robinson シーラチャー ・パヤタイ・シーラチャー病院 ・Surasak Montri 公園 		
備考	・Pinthong, Hemaraj, Amata の工業団地へのアクセスが良好		



Google map

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN_aOKHPM1U&usp=sharing



本年より生命保険・損害保険の仲介サービスを始めました。
 インシュアランスニュースでは、身近な保険やお金に関する話題をお伝えします。
 今回は日本のD&O保険についてまとめました。
 駐在員の皆様の日々の安心へ、お役立ていただければ幸いです。

新しいリスクに対応した保険、D&O保険(会社役員賠償責任保険)

近年の企業経営におけるコーポレートガバナンスや内部統制強化、グローバル化等の進展により、役員の透明性や公平性が求められています。また株主代表訴訟や第三者訴訟による賠償額の高額化を受け、役員個人の訴訟リスクも増しており、適切なリスクテイクとリスクコントロールの重要性が高まっています。以前は会社経費として認められなかった保険料も、2016年2月に国税庁より全額会社が負担可能と示したことで、D&O保険の補償見直しの動きも広がっています。(D&O保険とは、役員の皆様に対する訴訟リスクに対応する保険です。)

【会社役員(取締役)の損害賠償リスク】 非上場企業の役員が負う法律上の賠償責任は、上場企業の役員と違いはありません。

取締役の責任	第三者に対する責任	一般の不法行為責任	故意または過失により他人の権利を侵害した者はその損害を賠償しなければならない。
		会社法上の特別責任	役員等がその職務を行うにあたり悪意または重大な過失があった場合は、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
		善管注意義務	取締役として善良な管理者の注意をもって業務を遂行しなければならない。
	会社に対する責任	忠実義務	取締役として法令・定款、株主総会決議を遵守して、会社のために忠実にその職務を遂行しなければならない。
		競業禁止義務	取締役が競業取引を行う場合には、株主総会において当該取引につき重要な事実を開示し、事前に取締役会の承認を得なければならない。
		利益相反取引回避義務	取締役が利益相反取引を行う場合には、事前に取締役会の承認を得なければならない。
	監視・監督義務	他の役員の行為が法令・定款を遵守し、かつ適正になされていることを監視しなければならない。	

上記責任に加え、雇用慣行(不当解雇、ハラスメント、差別)による訴訟についても補償されます。

D&O保険は、会社役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を保険金の最高限度額の範囲内でお支払いする保険です。

この保険は、遡及日(※)以降に被保険者が行った会社役員としての業務に起因して、保険期間内に損害賠償請求がなされた場合に補償の対象となります。(※初年度契約始期日の10年前応当日を遡及日として設定します。)

保険金のお支払いについては保険会社の約款に準じます

弊社で取扱いをしているタイの保険会社でも、D&O保険の取扱いがございます。

タイでも保険料は全額会社の経費とすることができます。お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

日本人プランナー(日本語)
 藤木亜矢子
 Mail: fujiki@aapth.com
 Mob: +66(0)-63-215-4015
 Tel: +66(0)-2-261-8182 (内線152)

タイ人プランナー(タイ語)
 ワニダ・チャンコン
 Wanida・Changkhong
 Mail: wanida@aapth.com
 Tel: +66(0)-2-261-8182 (内線151)



AAP 保険部スタッフ

※利用規定・免責事項

当ニュースレターに掲載された全ての記事・写真の無断転載を禁じます。

また、当ニュースレターに記載された文書及び内容に関しましては、正確性・妥当性の確保に努めておりますが、各事項に含まれる情報の利用、及び利用できなかったことにより生じる直接的または間接的な損失に対し、弊社及び関連会社は一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

特定の事案につきましては、適切なアドバイザーにご相談されることをお勧めいたします。